

学校いじめ防止基本方針

江南市立古知野北小学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。「いじめ防止対策推進法より」

(2) いじめ防止等のための対策の基本理念

深刻な影響を及ぼす許されない行為である。さらに、いじめは、どの学校でも、どの学級でも起き、どの児童も、被害者にも加害者にもなりうる。

これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。そこで、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。

- ・いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- ・いじめられている児童の立場に立ち、絶対に守り通す。
- ・いじめる児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ・保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携に努める。

(3) いじめ防止の指導の重点

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。そこで、指導の重点を以下のように定める。

- ・正義感のある集団づくりをする。
- ・成就感・充実感を味わうことができる活動を推進する。
- ・教育相談を充実する。
- ・開かれた学校づくりをする。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」の機能を強化し、生徒指導体制の充実に努める。

2 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織

(1) 「いじめ防止・いじめ問題対策組織」の設置

ア 「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

イ 「いじめ・不登校対策委員会」は全職員で構成し、必要に応じて心の教室相談員やスクールカウンセラー等を加える。

(2) 「いじめ防止・いじめ問題対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。

- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア いじめを見て見ぬふりをせず、いじめを許さない正義と勇気をもって対処できる心構えをつくる。
- イ 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ウ 自主的な活動を大切にし、協力し励まし合う活動の中から活性化と自主・自治の気質を養う。
- エ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- オ 個のよさが認められ、生かされる心の通う温かい学校経営を行う。
- カ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。人権教室を開催したり、12月の全国人権週間には全校児童に人権について考える場を設定したりする。
- キ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- ク Q-Uアンケートの結果を分析し、温かい人間関係づくりを築くための参考にする。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教育相談やそのための事前アンケート「こころのアンケート」を定期的実施（年3回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 「安心コール」や少年センターなど外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ 相談室の環境を整え、心の教室相談員のカウンセリングの充実を図る。また、スクールカウンセラーとの連携も図る。
- オ 学校の問題、保護者の悩みが互いに気軽に打ち明けられ、相談できる保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- カ 日頃から、指導を要する児童に関する情報の共有化を図るため、毎週金曜日の帰りの職員打合せを利用した情報収集の仕組みを整えて実施する。
- キ 欠席しがちな児童については、保護者との連絡を密接に行い、不安や悩み等について、いつでも気軽に教師の相談できる雰囲気をつくる。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめを発見し、通報を受けたら、早急に校長に報告をする。校長は、「いじめ・不登校対策委員会」を開き、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議する。また、市教委へも連絡をする。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導を行う。
- エ 全教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや心の教室相談員、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで対応に取り組む。
- オ いじめが起きた集団への働き掛けを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- キ 被害児童及び加害児童について、指導後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認する。

4 重大事態への対応

- (1) 児童・保護者から申し立てがあった場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。また、調査に関係する児童及び保護者にも予め説明し、共通理解を図りながら進められるようにする。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し、実効性のある取組となるようにする。
- (2) いじめに関する調査や保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、P T A総会のときに保護者へ配付する。
- (3) 長期休業中のいじめ防止のため、事前指導を行う。また、事後指導も行い、休業中の問題把握に努める。